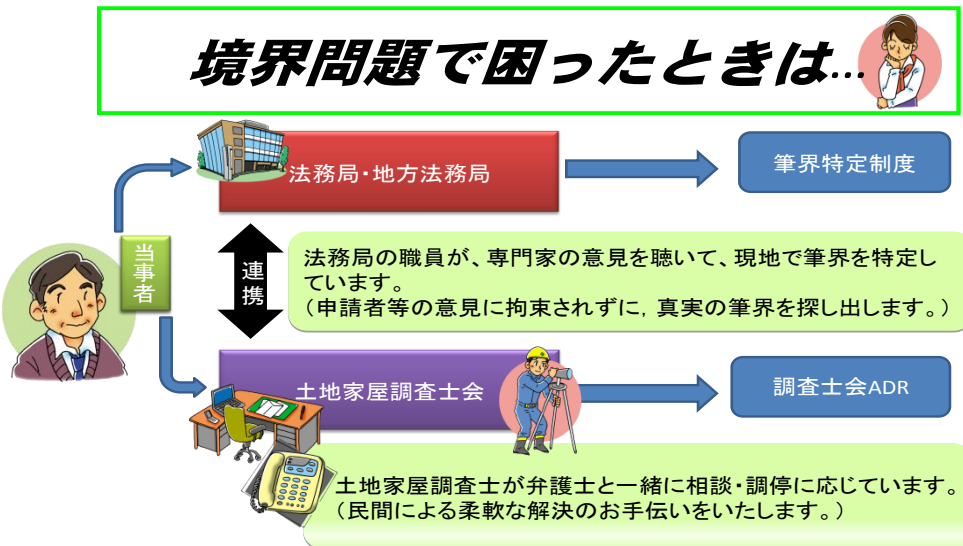


# 境界問題でお困りの方へ

## 境界問題で困ったときは...



## どこが違うの？

- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

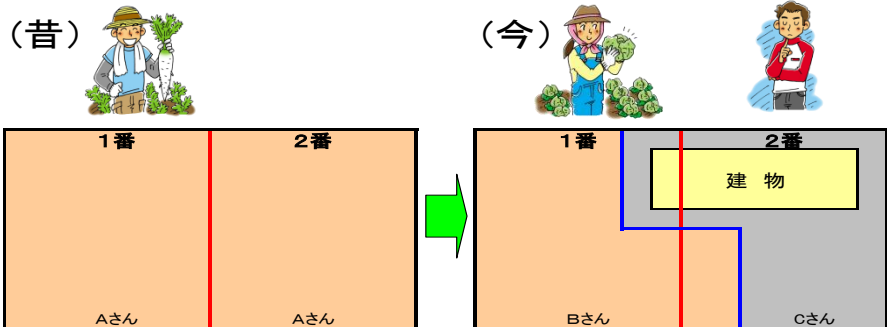
\* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

\* 相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。

## 筆界？所有権界？



筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

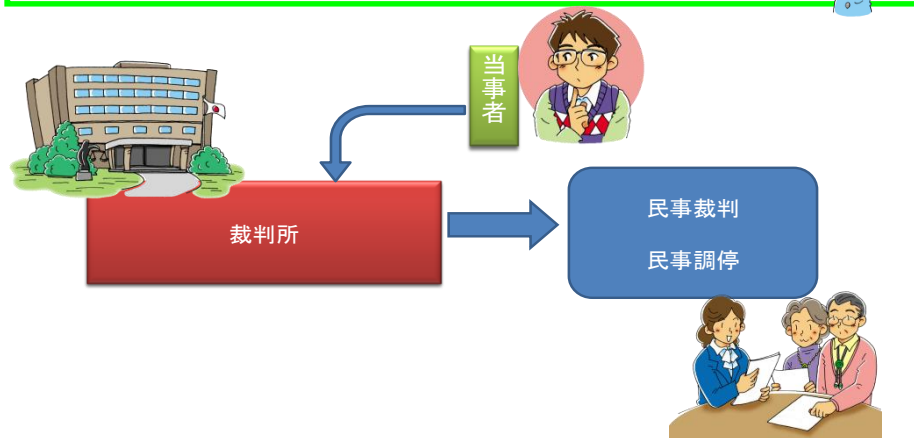
所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。  
(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

- \* 筆界特定制度についてのお問い合わせは  
大津地方法務局地図整備・筆界特定室
- \* 調査士会ADRについてのお問い合わせは  
境界問題解決支援センター滋賀

電話 077(510)2580

電話 077(525)0923

## もうひとつの解決方法



# 境界の問題に困ったときの二つの制度

	筆界特定制度	土地家屋調査士会ADR
概要	<p><b>大津地方事務局</b>で実施</p> <p>土地の筆界について、<b>筆界特定登記官</b>が、所有権登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に手続への参加の機会を保障しつつ、専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、その<b>判断を示す制度</b>です。</p>	<p><b>境界問題解決支援センター滋賀</b>で実施</p> <p>境界に関する問題、悩みについて、専門家の支援のもと、当事者双方の納得に向けた<b>自律的な解決</b>を目指す手続です。</p> <p>「土地家屋調査士」と「弁護士」が専門家の立場から、公正中立なアドバイスをを行い、問題解決のサポートを行います。</p>
対象	筆界	土地の境界に起因する民事に関する紛争
特長	<p><b>【効果】</b></p> <p>筆界の位置について、行政レベルでの判断を示すものであり、裁判によるまでもなく、迅速に適正な<b>筆界についての判断</b>を得ることができます。</p>	<p><b>【効果】</b></p> <p>境界に関する総合的な問題解決が期待できます。</p> <p>調停が成立した場合は、合意内容を記載した<b>和解契約書</b>を作成(契約により当事者を拘束)します。</p> <p>当事者の希望により境界標の設置、登記手続を行います。</p>
	<p><b>【期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間は9か月です。</li> <li>(事件の内容等によっては、更に長くなることもあります。)</li> </ul>	<p><b>【期間】</b></p> <p>手続の内容において柔軟に対応が可能です。</p> <p>(過去の事例は、1～6か月です。)</p>
	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請手数料と<b>手続費用(測量費用等)</b>が必要です。</li> <li>申請手数料は、特定を求める筆界に係る対象土地の価格によって算定します。</li> <li>手続費用は、測量、鑑定等に要する費用です。</li> <li>代理人によって申請する場合には、代理人費用が発生します。</li> </ul>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>手続費用(相談・調停・調査・測量等の費用)</b>が必要です。</li> <li>手続費用は、センターが定める費用規程によって算定します。</li> <li>代理人によって申し立てる場合には、代理人費用が発生します。</li> </ul>
	<p><b>【資料収集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の提出した資料のほか、法務局が職権で必要な資料を収集します。</li> </ul>	<p><b>【資料収集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者による資料収集が原則です。</li> <li>センターに相談することができます。</li> </ul>
	<p><b>【注意点】</b></p> <p>土地の明渡しや工作物の撤去などの問題を取り扱うことはできません。</p>	<p><b>【注意点】</b></p> <p>相手方がセンターの話し合いの出席のお願いに応じていただけない場合は、手続を進めることができません。</p>
専門的知識の活用	筆界調査委員(土地家屋調査士等)	弁護士・土地家屋調査士
和解、調停	できません。	できます。

**筆 界**:過去に一筆の土地が登記された際にその境を構成するとされた線(公法上の地番界)。

**所有権界**:私法上の境界とも言われ、当事者の合意等により移動するため、筆界と異なる場合があります。